

## 第2節 金融庁の組織（資料1－2－1、2、4参照）

### I 概要

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局が、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、公認会計士審査会及び企業会計審議会が置かれており、平成12年度末現在、全体で一般職766名及び特別職3名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名）の体制となっている。

### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所掌する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣が、これらの事務を掌理することとされている。

### III 所掌事務

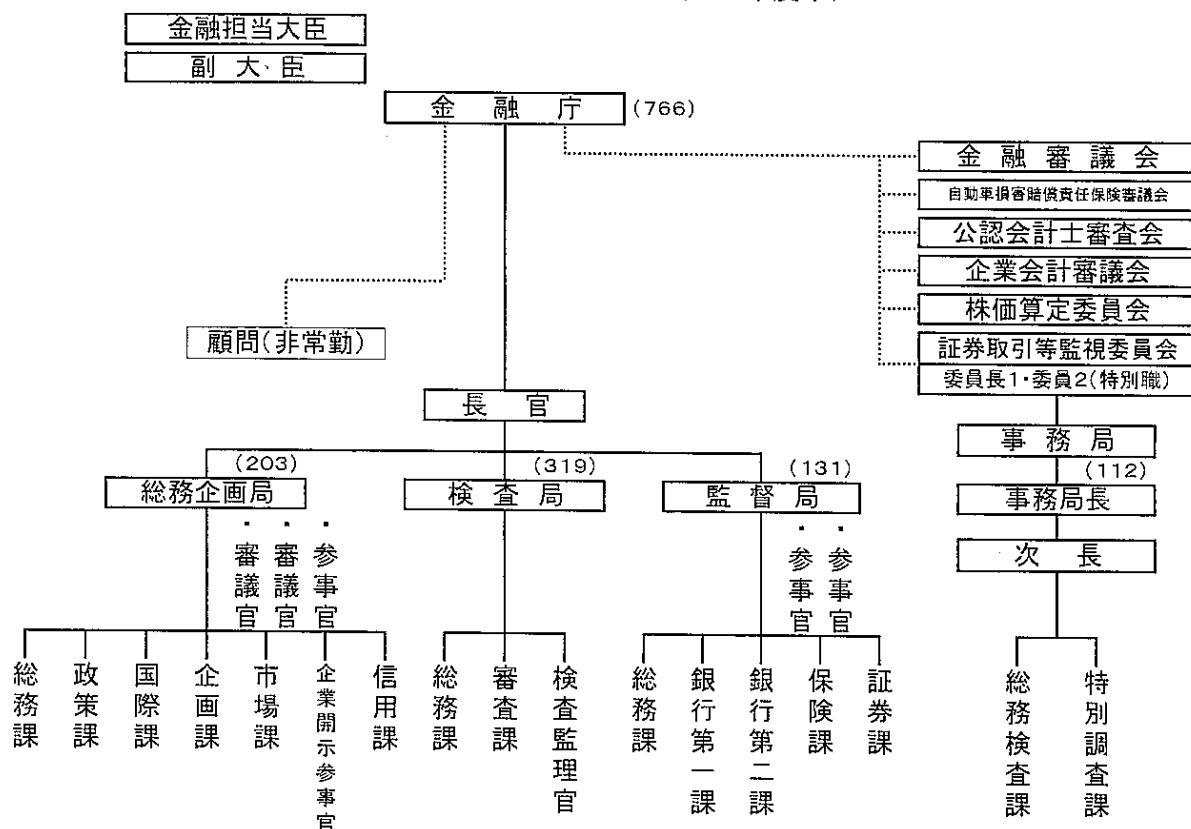
平成12年7月1日の金融庁設置及び13年1月6日の金融再生委員会廃止に伴い、金融庁は金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行することとなった。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

### IV 組織編成の特徴

金融庁では、金融システム改革の進展等を踏まえ、金融監督庁の組織編成方針を引き継ぎ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

(参考)金融庁の組織(平成12年度末)



(注1) 平成13年1月6日の中央省庁再編に当たって、金融行政の重要性等に鑑み、3部体制から3局体制に移行。

(注2) 金利調整審議会は、平成13年1月6日に金融審議会金利調整分科会として再編され、株価算定委員会は、金融再生委員会から移管のうえ同年4月21日、事務終了に伴い廃止。